

報 告 事 項

- (1) 報告第 1 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約について
- (2) 報告第 2 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会議運営規程について
- (3) 報告第 3 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会幹事会規程について
- (4) 報告第 4 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会事務局規程について
- (5) 報告第 5 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会財務規程について
- (6) 報告第 6 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償
に関する規程について
- (7) 報告第 7 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会専門部会規程について
- (8) 報告第 8 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会委員等の公務災害補償等について
- (9) 報告第 9 号 平成 1 6 年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会事業計画について
- (10) 報告第 1 0 号 平成 1 6 年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会歳入歳出予算について

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約

(設置)

第1条 弘前市、岩木町及び相馬村(以下「関係市町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 合併協議会の名称は、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(担当事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条第1項の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市、町又は村に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、関係市町村の長のうちから関係市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、次条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によりその職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市町村の長のうち会長に充てられた者以外の者 2名
- (2) 関係市町村の助役又は職員のうちから関係市町村の長が指名した者 3名(各市町村1名)
- (3) 関係市町村の議会の議長 3名
- (4) 関係市町村の議会の議員 6名(各市町村2名)
- (5) 関係市町村の長が推薦する学識経験を有する者 6名(各市町村2名)
- (6) 青森県企画政策部市町村振興課長 1名

- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(委員以外の者の出席等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、原則として公開とする。

4 前3項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第14条 協議会の運営に要する経費は、関係市町村の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の関係市町村の負担金の額は、関係市町村の長が協議して定める。

(財務)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、関係市町村の監査委員のうち関係市町村の長が協議して定めた監査委員2名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員(以下「監査委員」という。)は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の会長及び委員並びに監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約第11条第4項の規定に基づき、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議事の進行)

第2条 議事は全会一致をもって進めることを原則とする。

(会議録)

第3条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製する。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
 - (3) 会議項目
 - (4) 会議内容
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項
- 2 会議録及び会議に提出された資料は公開する。ただし、会長が公開することが適当でないとして認めた場合はこの限りではない。

(傍聴)

第4条 会議は、傍聴することができる。

- 2 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。
- 3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿(別記様式)に住所、氏名を記入しなければならない。
- 4 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(規律)

第5条 何人も、会議中はみだりに発言したり、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年12月16日から施行する。

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約（以下「規約」という。）第12第2項の規定に基づき、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について、協議又は調整する。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。
2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に、幹事長及び副幹事長2名を置く。
2 幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから互選する。
3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
4 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名した副幹事長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて招集する。
2 幹事長は会議の議長となる。
3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 第2条に規定する所掌事務に関して専門的な調査及び検討を行うため、幹事会に専門部会を置くことができる。
2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年12月16日から施行する。

別表(第3条関係)

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会幹事

弘前市	市町村合併対策事務局次長
岩木町	市町村合併問題対策室長
相馬村	市町村合併対策室長

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会に係る会議に関する事項
- (2) 協議会に係る資料作成に関する事項
- (3) 協議会に係る広報に関する事項
- (4) 協議会に係る庶務に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

(職員)

第4条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) その他の職員

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(専決事項)

第6条 事務局長又は事務局次長は、事務の内容及びその程度に応じ第2条に掲げる事務を専決することができる。

(文書の取扱い)

第7条 事務局における文書の收受、配布、発送、保存その他文書に関し必要な事項は、会長の属する市、町又は村の例による。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印は、会長印とし、その名称、ひな型、書体、寸法及び用途は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、会長の属する市、町又は村の例による。

(職員の勤務時間等)

第9条 職員の勤務時間は、会長の属する市、町又は村の例による。

2 前項に定めるもののほか、勤務条件については、当該職員の属する市、町又は村の例による。

(職員の給与等)

第10条 職員の給料及び手当については、当該職員の属する市、町又は村が負担する。

2 職員の旅費については、会長の属する市、町又は村の例により協議会が支給する。

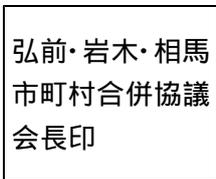
(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年12月16日から施行する。

別表(第8条関係)

公印の名称	ひな型	書 体	寸法(mm)	用 途
弘前・岩木・相馬 市町村合併協議 会長印		てん書体	21×21	会長名をもって発 する文書

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約第15条の規定に基づき、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の歳入歳出予算(以下「予算」という。)は、弘前市、岩木町及び相馬村(以下「関係市町村」という。)が負担する負担金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費(事務局の職員の給料、手当及び共済費は除く。)をもって歳出とする。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。
- 3 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。
- 4 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を受けたときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会の予算の補正(予算の総額に変更がある場合に限る。)を必要と認めるときは、その旨を関係市町村の長に申し出るものとする。

- 2 前項の申し出に基づき、関係市町村の長が協議会予算の補正をすべき額を決定したときは、会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の承認を受けなければならない。ただし、協議会を招集する暇がないと認めるときは、会長は専決処分をすることができる。
- 3 前項のただし書の規定により専決処分をしたときは、次の協議会においてこれを報告し、その承認を受けなければならない。
- 4 第2項の規定により、補正予算について協議会の承認を得たとき又は会長が専決処分をしたときは、前条第4項の規定を準用する。
- 5 予算総額に変更を生じない予算の補正にあたっては、会長はこれを処分することができる。
- 6 会長は、前項の規定により予算の補正の処分をしたときは、次の協議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別の事由があるときは、別表1及び別表2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第 5 条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第 6 条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を行う。

(出納の閉鎖)

第 7 条 協議会の出納は、翌年の 5 月 31 日をもって閉鎖する。

(収入及び支出の手続き)

第 8 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、会長の属する市、町又は村の例により、これを行うものとする。

- 2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算管理簿
- (2) その他必要な簿冊

(決算等)

第 9 条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を受けなければならない。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する市、町又は村の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 12 月 16 日から施行する。
- 2 協議会の設置後最初の会計年度は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年 12 月 16 日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 3 協議会の設置後最初の会計年度の予算は、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、関係市町村の長が協議のうえ調製し、協議会の最初の会議に報告するものとする。

別表 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議運営費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約第17条第2項の規定に基づき、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬の額は、日額7,000円とする。ただし、弘前市、岩木町及び相馬村その他の地方公共団体の長、助役その他の常勤職員である委員等については、支給しない。

(費用弁償)

第3条 委員等が協議会の職務を行うために旅行したときは、費用弁償として会長の属する市、町又は村の例により旅費を支給する。ただし、弘前市、岩木町及び相馬村その他の地方公共団体の長、助役その他の常勤職員である委員等が協議会の会議に出席した場合については、支給しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年12月16日から施行する。

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会幹事会規程(以下「規程」という。)
第6条第2項の規定に基づき、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約(以下「規約」という。)
第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討をする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる50部会で構成するものとする。
2 専門部会の委員は、弘前市、岩木町及び相馬村の職員のうちから、幹事長が指名する者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に、それぞれ部会長及び副部会長2名を置く。
2 部会長及び副部会長は、専門部会委員のうちから幹事長が指名する。
3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ定めた順序により、部会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が求めるとき又は部会長が必要と認めるときに開催するものとする。
2 部会長は、会議の議長となる。
3 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
4 専門部会は、必要に応じて、関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会の調査、検討の経過及び結果について、幹事会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町村の担当部門において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が定める。

附 則

この規程は、平成16年12月16日から施行する。

別表（第3条関係）

1 議会部会	26 国保・年金部会
2 監査部会	27 介護保険部会
3 財政部会	28 健康推進部会
4 管財部会	29 病院部会
5 総務部会	30 商工労政部会
6 例規部会	31 観光物産部会
7 消防・防災部会	32 農政部会
8 選管部会	33 水田部会
9 人事部会	34 果樹・野菜部会
10 電算システム部会	35 林業部会
11 建設計画策定部会	36 農村整備部会
12 企画部会	37 農業委員会部会
13 広報広聴部会	38 都市計画部会
14 税務部会	39 公園部会
15 収納部会	40 下水道部会
16 窓口業務部会	41 建設部会
17 住民生活部会	42 建築住宅部会
18 環境衛生部会	43 上水道部会
19 斎場霊園部会	44 教育総務部会
20 し尿・ごみ対策部会	45 学校教育部会
21 福祉総務部会	46 学校給食部会
22 高齢福祉部会	47 生涯学習部会
23 障害福祉部会	48 生涯スポーツ部会
24 児童母子福祉部会	49 文化振興部会
25 生活福祉部会	50 出納部会

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会委員等の公務災害補償等の取扱いについて

行政庁からの公的災害補償制度の対象とならない委員について、民間の損害保険会社に加入する。

1 対象者について

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約第 8 条第 1 項第 3 号に定める委員 3 名
(関係市町村の議会の議長)

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約第 8 条第 1 項第 4 号に定める委員 6 名
(関係市町村の議会の議員)

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約第 8 条第 1 項第 5 号に定める委員 6 名
(関係市町村の長が推薦する学識経験を有する者)

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約第 16 条第 1 項に定める監査委員 2 名

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約第 10 条に定める委員以外の者

2 補償内容(平成 16 年度)等について

保険の種類	目的・対象等	保険金額・てん補限度額
普通傷害保険	会議出席者：被保険者数 17 人予定	保険期間：平成 17 年 3 月 31 日までの 会議開催予定の 6 日間
	補償内容	1 名当たり死亡・後遺障害：5,000 万円
		入院日額：10,000 円(180 日限度)
		通院日額：5,000 円(90 日限度)
補償対象	往復通勤途上及び会議参加中のみ (宿泊時を除く)	

平成16年度 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会 事業計画

- 1 会議関係
 - (1) 協議会 (12月～3月)
 - ・開催回数：6回
 - (2) 幹事会 (12月～3月)
 - ・随時開催
 - (3) 専門部会 (12月～3月)
 - ・随時開催
- 2 事業関係
 - (1) 新市建設計画書本編印刷 (2月～3月)
 - ・印刷部数：300部
 - (2) 新市建設計画書概要版印刷 (2月～3月)
 - ・印刷部数：67,400部
 - (3) 電算システム分析調査業務委託 (12月～3月)
 - 現状分析調査及び基本方針整理
 - 課題・問題点对策検討及び統合スケジュール策定
 - ネットワーク統合調査
 - 報告書作成
 - (4) 新市例規策定等支援業務委託 (12月～3月)
 - 例規名比較表の作成
 - 起案対象例規検討資料の作成
 - 起案方針確認シートの作成
 - 要綱等一覧表の作成
 - (5) 協議会だより発行 (12月～3月)
 - ・4回発行
 - ・1回あたり発行部数：67,400部
 - (6) 協議会ホームページ開設・更新

平成16年度 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会 歳入歳出予算

(歳入) (千円)

款	項	目	本年度予算	説明
1 負担金	1 負担金			
		1 負担金	17,409	3市町村負担金
3 諸収入	1 諸収入			
		1 諸収入	1	預金利子
歳入合計			17,410	

(歳出) (千円)

款	項	目	本年度予算	説明
1 運営費			2,037	
	1 会議費		1,556	
		1 会議運営費	1,556	委員報酬 644 費用弁償 166 消耗品費 36 食料費 36 通信運搬費 125 手数料 36 火災保険料等 19 複写機使用料 308 会場借上料 138 看板借上料 30 器具借上料 18
	2 事務費		481	
		1 事務費	481	普通旅費 20 消耗品費 84 燃料費 20 通信運搬費 2 手数料 15 複写機使用料 80 事務室使用料 245 備品購入費 15
2 事業費	1 事業推進費		15,133	
		1 事業推進費	15,133	印刷製本費 3,688 委託料 11,445
3 予備費	1 予備費		240	
		1 予備費	240	
歳出合計			17,410	